



2022年2月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス  
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 CEO 鍵 本 忠 尚  
(コード番号：4593 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執 行 役 C F O リチャード・キンケイド  
(TEL：03-5962-9440)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月25日に開催される予定の当社第11回定時株主総会に付議する定款一部変更について下記の通り決議しましたので、お知らせします。

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなります。株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられているため、また電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)を新設するものであります。株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

この変更は2022年9月1日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日から6か月を経過した日または6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株	(削除)

<p>主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上